

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則が定める株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団（以下総称して「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制として、以下に掲げる体制を整備することを決議する。

1 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク・コンプライアンス体制)

(1) コンプライアンスの推進

当社グループの役職員一人一人が遵守すべき行動基準を定め、周知する。

リスク・コンプライアンス規程を定め、コンプライアンスを最優先の行動規範とすること、法令違反等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を周知し、コンプライアンスを推進する。

(2) リスク管理

当社グループにおいて発生しうるリスクを洗い出し、これを評価し、個別のリスクカテゴリごとに主管部署を定める。

各リスク主管部署は、重要なリスクについて、リスクの未然防止策・発生時の対処方法などリスク管理の実効性を高めるための企画・立案を行い、これを規則・マニュアル・ガイドライン等に定め、当社グループ全体におけるリスクを適切に管理する。

各事業部門（連結子会社を含む。）は、各リスク主管部署の定めた規則等に基づきリスクに対応する責任を負い、そのために必要な体制を整備する。

(3) 統括的リスク・コンプライアンス組織

当社グループ全体のリスク・コンプライアンスに関する統括責任者としてリスク・コンプライアンス担当役員を選任するとともに、これを補佐するリスク・コンプライアンス統括部署を設置する。また各事業部門（連結子会社を含む。）にリスク・コンプライアンス担当者を設置し、リスク・コンプライアンス統括部署と連携を図り、リスク管理並びにコンプライアンスを推進する。

リスク・コンプライアンス担当役員は、通常の報告ラインが機能しない場合に備えて、リスク・コンプライアンス情報に係る内部通報制度を当社グループに整備し、内部通報制度の周知と利用促進を行う。

リスク・コンプライアンス担当役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて寄せられたリスク・コンプライアンスに係る事項、リスク・コンプライアンス統括部署が積極的に収集したリスク・コンプライアンスに係る事項、想定外・緊急に発生したリスク・コンプライアンスに係る事項について、社長、常勤監査役に報告のうえ、リスク主管部署等と連携し適切に対処する。

リスク・コンプライアンス担当役員は、有事の際には緊急体制を整備する。

リスク・コンプライアンス担当役員を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のリスク・コンプライアンス体制整備の状況の評価するとともに個別事案の検証等を通じて当社グループ全体のリスク・コンプライアンス体制を見直す。

(4) 内部監査

内部監査部門は、リスク・コンプライアンス統括部署と連携し、業務プロセス等の監査を通じて、当社グループ全体のリスク・コンプライアンスに係る内部統制が適切に整備・運用されているかどうかを監査する。

内部監査部門は、監査結果を社長、リスク・コンプライアンス担当役員、監査役、リスク主管部署及び被監査部門に報告する。

2 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 財務報告に関する各業務の業務フローを文書化する。
- (2) 業務フローの中で、虚偽記載や誤りが生じる可能性が高い重要な業務プロセスについては、業務プロセスを見直し、業務プロセスを業務マニュアル等の形に文書化する。
- (3) 業務プロセスの見直しに当たっては、不正や誤りが生じないよう、部門内の第三者がチェックする仕組み等の内部牽制システムを織り込むとともに、IT化を推進する。
- (4) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が業務マニュアル等に基づき適切に行われているかどうかを監査し、監査結果を社長、監査役、リスク主管部署~~、~~及び被監査部門に報告する。
- (5) 被監査部門を担当する取締役及び執行役員は、内部監査部門の報告を受け、適切な業務改善を行う。

3 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務分掌、職務権限を定めた規程を整備するとともに、重要な職務執行を行う場合の決裁手続を定め、権限を有する者の決裁を得て実施する体制を整備する。
- (2) 当社グループ全体の業績等に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、十分な検討を経て慎重に決定するため、経営会議等の会議体で審議した上で行う。
- (3) 当社グループ全体を対象とした中期経営計画を策定するとともに、それを具体化するために、事業年度ごとの合理的な経営政策と目標値を策定する。
- (4) 事業部門を担当する取締役及び執行役員は、当該事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を整備する。
- (5) 当社グループ全体に亘る経営情報システムを整備するなどして、担当取締役及び担当執行役員の職務執行に必要な情報が速やかに伝達される体制を整備する。
- (6) 業務の効率化を図るため、重要な業務プロセスを文書化するとともに、業務プロセスのIT化を推進する。

4 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役、執行役員及び使用人の職務執行に係る重要な文書の作成担当部署、保存担当部署、保存期間、閲覧者等を定めた文書管理規程を制定し、次に掲げる文書を作成又は記録し、保存する。

株主総会議事録

取締役会議事録
経営会議議事録
計算書類
稟議書
その他取締役会が決定する文書

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社取締役、執行役員又は使用人を連結子会社に取締役又は監査役として派遣する。
- (2) 事業（連結子会社を含む。）ごとに担当取締役又は担当執行役員を任命し、事業ごとの業務執行体制を構築する。
- (3) 当社グループ全体の合理的な経営政策（内部統制システムの整備を含む）と目標値を年度政策・予算として策定するとともに、業績、政策進捗、その他重要事項について定期的な報告を求めることで、連結子会社を含む当社グループ全体の管理を行う。
- (4) 連結子会社における経営上の重要事項に関する決裁をする場合は、原則として担当取締役又は担当執行役員、社長、取締役会等の承認取得を要件とする。
- (5) 内部監査部門は、当社グループ全体を内部監査の対象とする。
- (6) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 補助使用人

内部監査部門に所属する使用人2名程度に監査役職務の補助使用人を兼務させる。

内部監査部門は、監査役から監査役職務の補助要請があった場合には、当該補助使用人に監査役の職務の補助を行わせ、当該補助使用人は、その結果を監査役会に報告する義務を負う。

(2) 補助使用人の独立性

補助使用人の評価・異動・懲戒等を行う場合は、事前に監査役会の意見を聞きこれを尊重して行う。なお、補助使用人の監査役補助業務は、取締役からは独立した立場で、監査役の指示のもと行う。

(3) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の常勤監査役への報告

報告の対象とする事項は次のとおりとする。

- a. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合はその事実
- b. 当社グループに関する重要な訴訟事実
- c. 重要な開示の内容
- d. 内部通報制度による通報の状況とその主な内容
- e. 内部監査の結果

常勤監査役への報告の方法は次のとおりとする。

- a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすお

そのある事実を知った場合は、直ちに、常勤監査役に報告する。

b. リスク・コンプライアンス統括部署は、内部通報窓口への通報の状況その他当社グループのリスク・コンプライアンス活動の状況、重要な訴訟に関する事実、その他重要なリスク等に関する事項を報告する。

c. 内部監査部門は定期的に、内部監査結果を報告する。

監査役又は監査役会への報告は、常勤監査役への報告をもってこれに代えることができる。

(4) 監査の実効性の確保

監査役は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人等役職身分を問わず、適時必要な調査・報告等を求めることができる。

連結子会社の取締役、執行役員及び使用人の業務執行状況の監査に資するため、原則として、当社及び連結子会社の稟議書及び決算書を常勤監査役に回議する。

監査役は、経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる事ができる。

監査役は、監査報告会を定期的に開催し、社長との意見交換を図る。

監査役は、内部監査部門及び連結子会社監査役との情報交換の場を定期的に確保し、意見交換を図る。

監査役は、職務遂行のために必要な場合は、弁護士・公認会計士等の外部専門家を任用することができる。

当社は、内部通報制度等を通じて監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員又は使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人等に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法 388 条に基づく費用として必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

7 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社は、「東京テアトルグループ行動基準」に反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載し、役職員に対して周知徹底を図る。
- (2) 当社は、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、日頃必要な情報を収集するとともに、警察、弁護士等専門機関と連携して、反社会的勢力排除に向けて適切な対応を図る。
- (3) 当社は、総務部をグループ全体の対応総括部署とする。

以上

2006年 5月 2日制定

2009年 5月12日改訂

2014年 2月19日改訂

2015年 4月30日改訂